官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁八五）　一
○肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び月齢を定める件を廃止する件（農林水産一一八九）　一
〔その他告示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委二七）　二
○債務救済措置に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二八五）　二
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一一九〇）　四
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一一九一）　四
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境二）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通七九五）　五
○新石垣空港について告示した事項に変更があった件（同七九六）　六
○航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示（同七九七）　六
○道路に関する件（九州地方整備局九六～九八）　九
○道路に関する件（北海道開発局六八）　一〇
〔国会事項〕
内閣　一〇
〔人事異動〕
内閣　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
労働　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配七八）　一〇
〔公告〕
諸事項
官庁　一〇
建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一〇

法規的告示

○金融庁告示第八十五号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年八月七日　金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
第五条　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。	
銀行代理業者	権限
［略］	令第十七条の四第一項第二号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる金融庁長官の権限
ソニー銀行株式会社	
［略］	

改正前	
第五条　［同上］	
銀行代理業者	権限
［同上］	［同上］
オリックス銀行株式会社	
ソニー銀行株式会社	
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○農林水産省告示第千百八十九号

令和七年農林水産省告示第二百六十号（肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び月齢を定める件）は、令和七年八月七日限り廃止する。ただし、福岡県において生産された肉用子牛であって、令和七年十一月三十日までの間に譲り受けられ飼養が開始されたものに対する肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）附則第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

令和七年八月七日　農林水産大臣　小泉進次郎

その他告示

○国家公安委員会告示第二十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月七日　国家公安委員会委員長　坂井　学